

野の百合保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人イエス団
所 在 地	神戸市中央区吾妻通 5-2-20
電 話 番 号	078-221-9565
代表者氏名	理事長 黒田 道郎

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	野の百合保育園
施 設 の 所 在 地	京都市伏見区向島二の丸町 151
連 絡 先	電話番号 075-622-8545 FAX 075-622-8546
管 理 者	園長 井桁光
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 60人 満3歳未満の児童 30人
開 設 年 月 日	1978年 4月 1日
事 業 所 番 号	3241

3 施設の目的・運営方針

当園は、キリスト教主義に基づき、一人ひとりが大切にされる、子ども主体の保育を展開します。自己肯定感と互いに違いを認め合える心を培い、いのちを尊ぶ気持ちを大切に育てます。

また、地域に根ざす施設として、地域活動や保護者支援に努め、信頼される施設運営をおこないます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2879.22㎡
	園庭	510㎡
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	824.71㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	7室	
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
保育士	15	内4名非常勤
管理栄養士	1	
調理員	2	内1名非常勤

※ 当園では、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第49号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	
主任保育士 保育士	勤務時間帯 7:30～16:00 8:00～16:15 8:30～16:45 9:00～17:15 9:30～17:45 10:00～18:15 10:30～19:00
管理栄養士 調理員	勤務時間帯 7:30～16:00 8:00～16:45

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、原則8時30分～16時30分（理由により9時から17時も選択可）までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分～16時30分（または9時から17時まで）の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から、夕方は18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時とします。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

個別で決定した利用時間を厳守していただきます。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（2008年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 保育内容
併設の空の鳥幼児園の子どもたちと共に生活し、障がいの有無に関わらず、共に育ちあう環境を大切にします。
- (3) 食事の提供
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	牛乳摂取	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、除去の必要な食材がある場合はご相談ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、**別紙2**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科，小児科

医療機関の名称	渡辺小児科医院
医 院 長 名	渡辺 一男
所 在 地	京都市伏見区向島二の丸町 151-41
電 話 番 号	075-601-1502

(2) 歯科

医療機関の名称	マナブ歯科医院
医 院 長 名	袋布 学
所 在 地	京都市伏見区向島善阿弥町 60-10
電 話 番 号	0 7 5 - 6 2 3 - 4 6 1 8

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先へ速やかに連絡します。

受診する医療機関については、症状や発生時間により、適切な医療機関を決定します。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情受付担当者 澤中明子	
	・苦情解決責任者 井桁光	
	・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0	
	・電話番号 0 7 5 - 6 2 2 - 8 5 4 5	
	F A X 0 7 5 - 6 2 2 - 8 5 4 6	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	藤田昌輝	電話番号 0 9 0 - 2 1 9 8 - 1 8 2 9
		行政書士
第三者委員	朴 実	電話番号 0 7 5 - 6 2 2 - 3 9 8 2
		音楽家

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は原則禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか，入園，利用に当たっての詳細な留意事項等については，別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他，個別の取扱事項については**別紙1**のとおりとします。

別紙1 当園と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日（○で囲む）（※注）

月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

2 利用する時間（※注）

_____時_____分から_____時_____分まで

↑_____ただし、最終登園時間は午前9時までとします。

<備考>曜日によって利用時間が変わるなどあれば記入してください。

（※注）ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますので御了承ください。

3 その他契約事項

- ・アレルギー除去食を提供する場合は、定期的に受診いただき、医師の指示書に基づいて行います。指示書がない場合または保護者の口答だけでは、実施・継続・変更はできません。
- ・原則、保育園では投薬できません。医師と相談をして、朝夕の投薬で処方していただくなど、ご家庭での対応をお願いします。やむを得ない場合は、医師の指示書と保護者の依頼書を添えていただきます。

別紙2 利用者負担金

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
2号認定(幼児)に係る主食費	主食費 (当園は完全給食です)	月額 2,000円
保険費	日本スポーツ振興センター	実際に要した経費 (実費)
個人が所有する物品費	連絡帳、カラー帽子、自由画帳、道具箱、写真(希望者)、体操服(幼児)	実際に要した経費 (実費)
プールに係る費用	夏期プール水道費	1シーズンあたり 乳児 300円・幼児 500円
遠足に係る費用	入館料や使用料等	実際に要した経費 (実費)
クリスマス祝会に係る費用	写真及び写真立て	実際に要した経費 (実費)
卒園に係る費用(年長児)	卒園アルバム・証書・記念品	実際に要した経費 (実費)
遠足に係る交通費	公共交通機関、園バス(車両費・燃料費・有料道路通行料)その他移動手段に要する経費	実際に要した経費 (実費)

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

18時30分～19時 10分ごとに 100円 (上限 月額 2500円)

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

30分ごとに 500円

同 意 書

当園における保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書の配布（説明）を行いました。

保育園名：社会福祉法人イエス団
野の百合保育園

説明者： 園長 井桁光 印

私は、野の百合保育園の利用に当たっての重要事項説明書を受け取り、確認または説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

次のページに「個人情報使用同意書」がありますので、そちらにも署名・押印をお願いします。

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育所等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

野の百合保育園

園長 井桁光 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：